



イズミヤETCカード利用規約

本規約をよくお読みのうえ、カードをご利用ください。本規約をご承認いただけない場合は、直ちにカードを返却し、入会申込みの撤回ができます。

第1条(本規約の趣旨)

本規約は、会員がイズミヤカード株式会社(以下「当社」という)が発行するETCカードを利用する場合の規約を定めたものです。会員は本規約を承認し、道路事業者が別途定めるETCシステム利用規程及び関係法令を合せ遵守して、当社発行のETCカードを利用するものとします。

第2条(定義)

本規約における次の用語は、以下のとおり定義するものとします。

- (1)「ETCカード」とは、道路事業者が運営するETCシステムにおいて利用される、通行料金支払いのために車載器を動作させる機能を有する専用ICカードとします。
- (2)「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社若しくは地方道路公社又は都道府縣市町村である道路管理者のうち、当社の提携会社とETC決済契約を締結した者で、当社が指定する者とします。
- (3)「ETCシステム」とは、道路事業者が運営する、車両に装着した車載器にETCカードを挿入し路側システムとの間で料金情報の無線通信を実施することにより、道路事業者の定める有料道路の料金所で通行料金のお支払いのために止まることなく通行できるシステムとします。
- (4)「車載器」とは、車両に搭載して路側システムとの間で料金決済に必要な情報の通信を行う機能を有する装置とします。
- (5)「路側システム」とは、道路事業者所定の料金所のETCシステムの車線に設置されETC利用者の車載器との無線通信を行い、通行料金を計算する装置とします。
- (6)「会員」とは、当社が発行するETCカードの利用を申込み、当社が適当と認め、ETCカードを発行・貸与された方とします。

第3条(名称)

当社が発行するETCカードの名称はイズミヤETCカード(以下「本カード」という)とします。

第4条(本カードの貸与と取扱い)

- (1)当社は、当社が発行するイズミヤカードの個人会員が、本規約及びイズミヤカード会員規約を承認の上、所定の方法で申込みをし、当社が適当と認めた方に対し、本カードをイズミヤカード(以下「原カード」という)に追加して発行・貸与します。
- (2)会員はETCカードの裏面に署名を行わないものとします。
- (3)本カードの所有権は当社に属します。本カードは本カード表面に印字された会員本人以外は使用できません。
- (4)会員は、本カードの使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとします。会員は、本カードを他人に貸与・譲渡・質入・寄託してはならず、また、理由の如何を問わず、本カードを他人に使用させ若しくは使用のために占有を移転することは一切できないものとします。

- (5) 前項に違反して本カードが第三者に使用された場合、そのカード使用に起因して生ずる一切の債務については、本規約並びにイズミヤカード会員規約を適用し、すべて会員がその責任を負うものとし、これを提示するものとします。

第5条(本カードの利用)

- (1) 会員は、道路事業者の定める料金所において、本カードを車載器に挿入した状態で、車載器と路側システム間で必要情報を受線通信することにより、本カードを通行料金のお支払い手段とすることができます。尚、入口と出口で同一の車載器に同一の本カードを挿入し、利用しなければなりません。
- (2) 会員は、道路事業者の定める料金所において、本カードを提示して有料道路の料金のお支払いができます。
- (3) 前(1)項にかかわらず会員は、道路事業者の定める料金所において、通行料金のお支払いに際し、本カードの提示を求められた場合には、これを提示するものとします。

第6条(本カード利用代金のお支払い)

- (1) 会員は、前条により負担する通行料金等にかかわる債務を、イズミヤカード会員規約に従い原カードの利用代金と合算して支払うものとし、これを提示するものとします。尚、本カード専用の利用明細書は発行いたしません。
- (2) 本カードの利用代金のお支払い方法は、1回払いとし、約定支払日及び支払金額等は1回払いに関するイズミヤカード会員規約を準用します。

第7条(本カードの利用可能枠)

本カードは、原カードの利用可能枠の範囲内で利用できるものとします。会員が原カードの利用可能枠を超えて本カードを利用した場合も、会員は当然にその支払いの責任を負うものとし、これを提示するものとします。

第8条(利用疑義)

当社からの利用代金の請求は、ETCシステムに記録された利用記録により道路事業者が作成する請求データに基づくものとします。尚、当該道路事業者の請求データに疑義がある場合は、会員と道路事業者間で疑義を解決するものとし、当社への支払義務は免れないものとします。

第9条(本カードの紛失・盗難・偽造等)

- (1) 本カードを紛失した時、又は盗難にあった時は、直ちにその旨を当社に連絡の上、最寄警察署に届け、かつ当社所定の紛失・盗難届を提出するものとします。
- (2) 本カードの紛失・盗難・偽造等の場合の会員の責任は、イズミヤカード会員規約(カードの紛失・盗難・偽造等)の条項によります。
- (3) 本カードを車内に放置していた場合は、紛失・盗難・偽造等について重大な過失があったものとみなします。

第10条(本カードの有効期限)

- (1) 本カードの有効期限は、原カードの有効期限に準じるものとし、本カード表面に記載した月の末日までとします。
- (2) 本カードの有効期限の2ヶ月前までに申出がなく、当社が引き続き会員として認める場合には、新しい有効期限の本カードと本規約を送付します。

- (3) 本カードの有効期限内における本カード利用によるお支払いについては、有効期限経過後といえども、本規約を適用するものとします。

第11条(本カードの利用・貸与の停止等)

会員が、本規約並びにイズミヤカード会員規約に違反した場合や、本カード又は原カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合、原カードの有効期限が更新されない場合には、当社は会員に通知することなく本カード又は原カード若しくは両カードの利用・貸与の停止、返却など、イズミヤカード会員規約(退会・会員資格の喪失・カードの利用停止等)に定める措置をとるものとします。

第12条(本カードの退会)

- (1) 会員が本カードを退会する場合は、当社所定の解約手続きを行うとともに、本カードを直ちに返却するものとします。
- (2) 会員が原カードを退会する場合は、当然に本カードも同時に退会となるものとします。

第13条(本カードの再発行)

本カードの再発行は、イズミヤカード会員規約(カードの再発行)の条項によるものとし、当社が適当と認めた場合に限り、本カードの番号を変更して行います。

第14条(カード会社の免責)

当社は、会員に対し、事由の如何を問わず、道路上での事故、ETCシステム及び車載器に関する紛議に関し、これを解決し若しくは損害賠償する責任を一切負わないものとします。

第15条(本規約の変更、承認)

当社は本規約の一部、若しくは全てを変更する場合は会員にその内容を通知いたします。通知後に会員が本カードを利用された場合は、変更事項又は新規約を承認されたものとみなします。

第16条(ETCシステム利用規程・ETCシステム利用規定実施細則の遵守)

会員は、道路事業者が別途定めるETCシステム利用規程・ETCシステム利用規定実施細則並びに、車載器業者が定める取扱方法を遵守し、本カードを利用するものとします。

第17条(イズミヤカード会員規約の適用)

本規約に定めのない事項については、イズミヤカード会員規約を適用するものとします。

イズミヤカード株式会社
〒556-0016
大阪市浪速区元町3丁目1番4号
TEL 06-6644-1238
登録番号 近畿財務局長 (4) 第00749号
日本貸金業協会会員 第002256号
包括信用購入あっせん業者登録番号 近畿(包)第34号